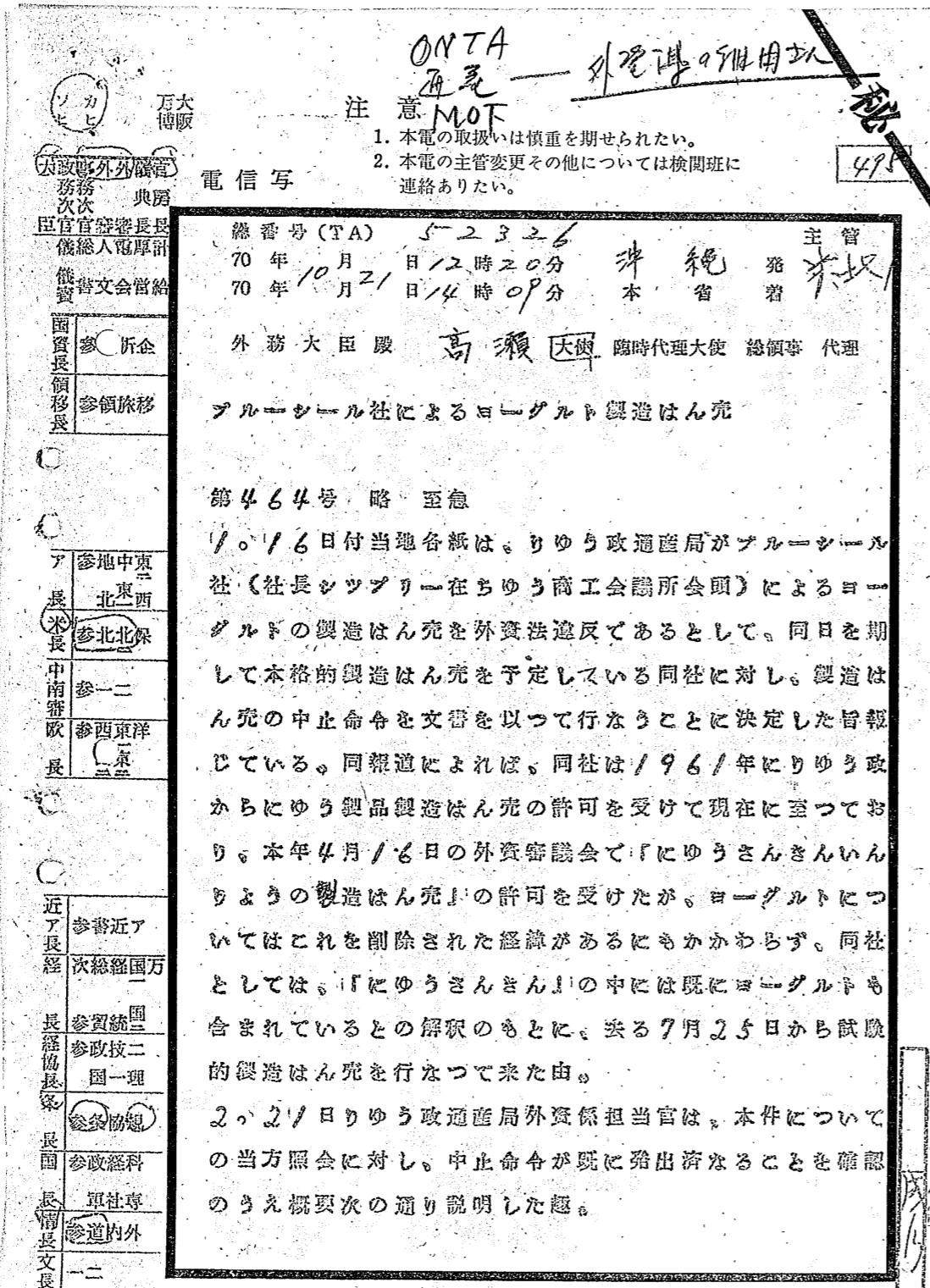


琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（企業、職業別：各種企）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業, アルコア, 沖縄アルミ, フェアチャイルド, ブルーシール, インターナショナル・デアリーズ, C・Fシャープ, カイザー, クライメント・コントロール, SAXET・CO キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43468

ブルーシール社（イノターナショナル・ディアリーグ）



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(イ) 61年にブルーシール社が行なつた申請内容は、第1点として「にゆう製品の加工、調合のための工場を設立すること」とび第2点として、工場設立後の製品には、(A) 新鮮なミルク、(B) 再結合ミルク、(C) アイスクリーム、(D) にゆう製品とうか品、(E) チョコレートぼうまたはコーンに付着するアイスクリームのような特製品またはちん品。(F) 各種のチーズの6項目が列挙されていた。りゆう政当局は、検討の結果右申請をそのまま認可した。

(ロ) ところが本年初めに至つて、ブルーシール社より再度申請があり、「ヨーグルトやコッティ・チーズ等(ただしこれに限らない)及びばい養にゆう製品の製造はん壳」の許可を求めて來た。(1月23日受理)外資審議会ではこれを検討した結果、当地業者の反対ちん情をもかん察して「チーズは認めるがヨーグルトの製造はん壳を認めない」との趣旨をもり込んだ勧告を主席に対し答申し、かつ民政官に対し報告した。右勧告に対し、民政官からは何らの異議も聞かれなかつた。

(ハ) その後ブルーシール社は、方針を変更して、61年に認可された「にゆう製品」の中にヨーグルトも含まれているとの主張を行なうに至つた。りゆう政としては、61

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

年の申請第1点はあくまでも工場の設立に関するものであり、更に第2点の諸項目は制限的列挙であるとの見解をとつている。
(=)りゆう政当局は、今後法務局の協力を得て法律面での態度をつめる予定であるが、取りあえず明22日午前U.S.C.A.R法務局とともに本件につき話し合う予定である。
(了)

一三一

外務省

ソカ
セビ

万大
博阪

外政事務局

典房

次次

臣官宣審審長

長

儀總人電厚計

計

儀書文会管給

給

國資

企

長

參調折企

企

長

參領移長

長

ア 參地中東

東

員 北西

西

參北北保

保

中 南

南

審

審

歐 參西東洋

東洋

長 西京

京

近ア

ア

參審近ア

ア

次級經國方

方

長

國

參審編

國

參政技二

國

長

理

參審鏡

國

參政經科

國

長

專

參道内外

國

長

文

一二

38. 大通農

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

總番号(TA) 52961
70年10月24日12時40分 3種 緩便
70年10月25日13時49分 本省 着
主 哲

外務大臣殿 高橋(印) 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ブルーシール社によるヨーグルト製造はん宛

第475号 略

往電第464号に関し

24日。りゆう政通産局通商課担当官は当方に対し。本件は22日に米りゆう同政府間で話し合われたが。61年に認可された「にゅう製品」の中にはヨーグルトも含まれているとのブルーシール社の主張をより護する米側と右主張を否認するりゆう政との立場がつい行線をたどるのみで何ら結論を得られなかつた旨述べた趣。同日の会合にはりゆう政側から局長以下の職員が参加したが。26日予定の次回会合には。本件が高度の政治的な問題に発展しおることにかんがみ主席。副主席も出席して米側説得に努める模様。以上聞き込みのままなるも取りあえず。

(了)

外務省

アメリカ局長	秘書标记(赤色)
参事官	
北米支課長	
米北支局長	
第 258 号	
昭和 45 年 11 月 5 日	
外務大臣 殿	
在準備委代表事務所 高瀬代表	
(件名)	ガルーシール社によるヨーグルト製造販売問題
引用公・電信	
日付・番号	往電 4月 5 号
11月1日付当地紙によれば、10月31日 琉球政府砂川通産局長は記者会見において、米 民政府が(1)外資の指導、運営は琉球政府の 付添付 <input type="checkbox"/> 付箇空便(行) <input type="checkbox"/> 付箇空便(DP) <input type="checkbox"/> 付箇船便(貨) <input type="checkbox"/> 付箇船便(郵) <input type="checkbox"/>	
本信送付先:	
本信寄送付先:	
配付先:	

GA-3-1

2618 在外公館

GA-4

権限に属することであり、ガルーシール社の問題については行政指導を行なう立場から当事者の間で話し合ひを深め解決して欲しい。(2) 争点上
さていか見許事項の解釈を中心に法律論争を持たむことは避けたい。(3) これ以上政治的
題化するには堅明立場、話し合ひより解決を
期待していきとの意向を表明、米民政府が
本件問題から手を引くことを明らかにした旨述べ
た由。
通産局では、今後(1)ガルーシール
社がこれまでに製造したヨーグルトの取扱い、(2)
仕入れた原料と施設、(3)立地についてガルーシール
社の考え方を述べてゆく方針を立てられる。

対外通報

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

主管 沖縄 発着 東北

総番号(TA) 55146
70年1月15時00分
70年1月16時32分

外務大臣 殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ブルーシール社によるヨーグルト製造はん丸

第525号 平

往信第258号に關し

6日付りゆうきゆう新報は、本件につき早目りゆう政通産局とブルーシール社との話し合いで、同社シップリー社長が同社のヨーグルト製造はん丸は外資法違反であることを認め、同製造はん丸事業を停止すると回答した（ただし既に製造されたものははん丸は認めることを要請し、通産局もこれには弾力的態度で臨む由）旨報道している。

(了)

決意

ア 参地中東	東西
長	北
米長	参北北保
中南審	参一二
歐	参西東洋
長	西東

近ア	参書近ア
長	次総經國資
經	參貿統三
長	參政技一理
經協長	国企二
系	參參協規
長國	參政經科
長	軍社專
情文長	參道内外
	参一二

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

主管 サンフランシスコ 発着 東北

総番号(TA) 22817
72年1月18時00分
72年1月19日10時44分

外務大臣 殿 /序 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワにおける米国系企業の事業活動の制限

第133号 暗秘 至急

1. 本日、当地フォアモースト。インターナショナルのデラ。オッサ社長より本官に対し次のとおり申し越した。

同社の子会社で現在オキナワでござるにゆう。アイスクリーム、ヨーグルト、チヨコレート等を生産している INTERNATIONAL DAIRIES ENGINEERING CO. (RYUKYU) は先週日本の農林省より本年5月15日以後ござるにゆう及びアイスクリーム以外の商品について事業活動を行なうことは認めない旨非公式に通告を受けたとの報告を入手した。同人によれば、上記2品目は特に利益率のひくい商品であり、したがつて上記子会社は自由な事業活動を行なうことが出来るモリナガや明治に比していちぢるしくなりになる）。自分の了解するところではオキナワにおける既存米国系企業のオキナワ返かん後の事業活動については、アイチ。マイヤー会談において本土に製品を輸出しない限り返かん前と同様の事

ア 参地中東	東西
長	北
米長	参北北保
中南審	参一二
歐	参西東洋
長	西東

近ア	参書近ア
長	次総經國資
經	參貿統三
長	參政技一理
經協長	国企二
系	參參協規
長國	參政經科
長	軍社專
情文長	參道内外
	参一二

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

業活動を認める旨の合意があつたと了解しております。今回の通告はその合意に反するものである。当社としては東京の米大使館を通じて厳重に抗議するつもりであるが、貴官より当社がオキナワでこれまで通りの事業活動をすることが出来るよう本国政府におとりなし願いたい。

2. デラ・オッサはクラウセン・バンク。オブ。アメリカとうどりとともに日米経済し問委員会に当地を代表しメンバーとなつてゐる有力財界人で、大のしん日家であるところ、本件の真相を先方への回答ぶりにつき至急御回電願いたい。

米に転電した。

(了)

外務省

(回覧番号 1-170) 外務省電信案 (分類)		
電信課長	機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗略 平
		※ 総第 0513 138-001 ※ 第 94 号
	大至急 至急・普通・LTF	※ 発電係 (玄)
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 協議先	主管 アーリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案昭和47年5月13日 起案者 森本 電話番号 2466
P 北米第二課長		
在サン・フランシスコ	大使 臨時代理大使 総領事	あて 料易 大臣発 代理
電 訊 在	大使 臨時代理大使 総領事	あて 代理
件名	沖縄における米国系企業の事業活動の制限 (回答)	
貴宅宛133号に聞け。		
1. 農林省よりつきのとおり回答されたので、		
これをデラ・オッサ社長に伝達あり。		
(1) 本件については International Dairies (Ryukyu) 社と農林省との間の折衝		

GB-1

(昭和四二・七一改正)

2

過程で事務的手続きのそご等に付し、双方の了解が喰い違つてゐるものであつて、特に牛乳、アイスクリーム及びヨーグルトが主たる調査対象品目であつたため、右対象品目以外の minor は呂団に対する取扱いに不備が生じたものである。

(2) わが方としては、復帰後の在沖外国企業等の取扱いに関する要知書箇の主旨を無視する意向ではなく、同社の乳製品製造部門の事業活動について、つきのとおり認可する方針である。

(1) 同社の事業のうち、46年6月17日(要知書箇提出日)現在、琉球政府

GB-3

外務省

3

より同社あて発行の外資導入免許証第252号中1節のC項及びL項(46年6月17日(要知書箇提出日)現在においての該当島国であつて、かつ、製造実績を有する島国については、復帰後かかる島国での製造・販売につき、正式に認可申請が行なわれれば、牛乳及びアイスクリームと同様、他島への販売を行なわぬことを条件として、これを認めることとする。

(2) 乳酸菌飲料(ヨーグルト等)の製造については、46年6月16日、琉球政府の外資審議会において、同社の飲料製造に関する免許追加申請が不許可久令となつた経緯があり、これを認めない。

GB-3

外務省

4

2. なお、本件につきは、別途赤城
農林大臣に対する直接 同社長
より 同様の要請が来ている由のこと
3. 同有りは、上記の方針はこれ
以上譲り得ない 最終的措置で
あることを 同社長に併せて伝えた
~~され乍ら~~ され乍ら依頼された
ので、右先方に確認おきあります。

(3)

本件については、インデンコ社と農林省との間の

調整均衡を行ふ過程で事務的手続き等により合意事

項目に対する双方の了解が喰い違っていたものであり、特に市

乳アスクリーム及びヨーグルト調整論議が集中していく。
既存規制の問題) 既存規制の問題) 既存規制の問題) 既存規制の問題)
大の minor items に対する取扱いに不備が生じたものである。

わが方としては、愛知マイヤー書簡の主旨を無視する

意向はなく、インデニコ社の乳製品製造部門へ事

活動について、次に考案方にモニターを認可する方針で

五
五
五

(1) インテニコ社の事業のうち昭和46年6月14日現在

琉政舉行の外賓導入式許証及び元号式1節C項

(新鮮度ミルク) 再結合ミルク タイスター 乱製糖

菓類、チョコレート棒、又はコード附着するアイスクリーム

のよる特製品又は珍品又は各種子又製造

販売) ~~販売~~ 売上(=セイジヤ)=人損益(人損益)

ト基づく免許を与えられ、不~~良~~業績を有する事業の継続。

→ 11-2 復帰後も申請可申請が行なわれ、申請
は(石炭の新規)式へ

アイスクリームと同様、他県への販売を行なふ事の条件。

~~300~~ 200 100 50

(12) 乳酸菌飲料の製造については、昭和46年(1月16日)

琉球政府の外資審議会において、免許追加申請が

不許可名を有する者に繼續するものとし得る。

~~330~~

（B） 佐野、妻の名は「ゆり」。
京成電鉄の駅名は「ゆり」。
ゆり橋の駅名は「ゆり」。
ゆり山の駅名は「ゆり」。
ゆり山の駅名は「ゆり」。
ゆり山の駅名は「ゆり」。
ゆり山の駅名は「ゆり」。

農林大臣 (國際電報)
赤城 常徳致
東京、震度 1-2-1 5月11日
ホアーモン インターナショナル本部長

松達は日本の農林省が「農業、マヤー研究の真意や国際電球事業」

に关心を示す明確な保證を無視して同様の「小豆の栽培」事業

上の問題は別段意図せず、ただ半額とアスコリムにてしか生産できない

トランシジョンが如何なることはない。我が抗議はこの点で2月5日付

国際電球事業は電球政策の外國資本投資の認可已有り、政府認可

252号、1930年1月に付たつてある記録は已生産12月22日付。

富士河口湖製造所(本社)は「アスコリム」飲用ヨヨコレート半紀、1931年

の香料豆(豆の大きさの茶器)に入水ス(アスコリム)酸味ヨヨコレート

カビンソン・クリーク、ヨーリー、エイド、アンド、(混合アスコリム)ノーラー

冷凍アスコリム 液体ヨヨコレートおまか半島ノーラーガガリス。提案

のアスコリムとアスコリム半島已生産約10萬石ノーラーガガリスニヒロ

二水道河口で松達が現地にて2月12日付にて同上

二水道河口で松達が現地にて2月12日付にて同上

アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長
 フルーチー社によるヨーグルト製造販売
 45. 10. 29.
 米北1(春9.)
 琉球政府がフルーチー社の予定にて
 ヨーグルト製造販売に対し、中止命令を発した
 指道（別添沖縄東案464号475号参照）に依り
 琉球政府が米民政府と同一でなく独自である命令
 を行ない、其の法的根柢等につき、調べてみた
 つまづき。参考まで。
 1. 現在沖縄における外資企業活動について、
 高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人

GA-5

2541

外務省

の投資、及び琉政立法「外資の規制」の元法令により規定されている。
 (2) 上記布令第11号においては、沖縄における外資企業
 活動及びその投資は琉球政府行政主席の
 事前の許可を必要とする。米国政府、米国民政府または琉球政府の布令・法令等に
 依り免許された事業者については、その限りに於ける
 除外規定（かかる規定）があるが、本件
 フルーチー社の場合は民間外資企業の場合は
 米国政府本部は民政府とは關係なく、従って
 本布令により琉政の許可権下の規制を了
 しない。また、右除外規定中の琉球政府
 の法令による免許されたもの（免許）とされば、
 本件は「外資の規制」に該する

GA-6

外務省

認可又は許可されたものであり、ハサルにしても
本件ブルーシール社の場合は琉球が許可
ルへの完全な权限を有していることを有す。
(7) 上記「外資規制法」では認可又は
許可の基準(第4条)及び条件を附して得る事
(第11条)が規定されており、従つてブルーシール
社が許可条件に基づくヨーグルトの製造販売を
行おうとするには、右「外資法」違反する事と
なる。

2. 本件は、琉球的「乳製品」の意義を
めぐる、この中にヨーグルトが含まれるか
否かの問題となるべきである。現行
琉球陶源法令(即ち琉農業調整法)中、
「乳製品」の意義につき明示しておらず、

2. 本件は、琉球的「乳製品」の意義をめぐ
る、この中にヨーグルトが含まれるか、どうか
の問題となるべきである。現行琉球陶源法令の規定次の通り。
(1) 現行法規上「乳製品」の生産、供給
を規定する法律といふ、即ち農業調整法
が如きが、同法規「乳製品」とは何を含
めるか。
一般に、中華人民共和国本邦に於ける
(1) 現行法規上「乳製品」とは、何を含
めるかの問題を参考としている現行の鑑定
基准は、中国の標準を参考して作成されたもの
である。
「乳製品」の意義及び「乳製品」の品目を定めた
油331法律(即ち、兩法共「乳製品」)

5	の定義を明確化する。ハサモも既述 乳、バター、チーズ、牛乳等の含有量が3% をもつて検定し、乳酸菌品は3%以下 の3%。従って総称法理上、乳酸菌調製品 は「乳酸菌」は乳酸菌品の含有量が3%以上 のものと見なされる。
6	の定義を明確化する。ハサモも既述 乳、バター、チーズ、牛乳等の含有量が3% をもつて検定し、乳酸菌品は3%以下 の3%。従って総称法理上、乳酸菌調製品 は「乳酸菌」は乳酸菌品の含有量が3%以上 のものと見なされる。
7	(注)1) 実体有牛乳乳酸菌課石山事務官 監査1972年3月、乳酸菌品は「乳酸菌」 は「含有率」の高さで乳酸菌品 は「含有率」の高さで乳酸菌品
8	の合理化等)行なう上、法律に基 く規制化の実現をめざす。 (注)(2) 一方、飲食品と衛生面から規制した3% 以上、何れかの含有率を基準とする 例、乳酸菌乃至乳酸菌品は同法の規 制を受けることとなる。たとえば含有率

GA-6

外務省

6	法を明確に乳酸菌の含有量を規格 等の場合は、乳酸菌の含有量を規格等の1%以上 「乳酸菌」の含有量を規格等の1%以上 規制する。 の場合は、乳酸菌の含有量を規格等の1%以上 規制する。 「クリーム、バター、チーズ」無糖水牛乳、加糖 水牛乳、加糖脱脂水牛乳、全脂乳、脱脂 粉乳、加糖脱脂乳、調製粉乳、特殊調製 粉乳、1%以上酸乳、乳酸菌飲料(無糖) 乳酸菌飲料、セミスムース、半熟含水酸乳等 乳酸菌飲料の乳酸菌の含有量を規定し (沖縄県の規制)、例、前述の(2)「乳酸菌
---	---

GA-6

外務省

機
無期限

7
飲料(……)の内を落12.12.2か? 二ヶ年半
とおどり、復帰後も同行「乳酸菌飲
料」
新規(……)と並んで販売する。新規
は2月22日落12.9.2-12.10.9-25とする。
(2) ~~新規~~、「乳酸菌」が
「乳酸菌」を含むことによる付帯性、前
述(新規)で述べた旨(衛生面)が主
な理由で12.13か。今後の耳目は
生産物の問題である。併せて、
同行 生産、流通面(?)含む
(乳酸菌)乳酸菌
と競争へと進む。
3. 但し、12月29日付 国務省
金曜日午前9時(午後)事前取扱引受けられ。

GA-6

外務省

条約課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

INTERNATIONAL DAIRIES CO. の輸入物資の
復帰後の取扱いについて(対米説明案)

16.4.21

米北1

本件について、別紙(農林省と開示
年12月)調整(166)。

確認、米側へ申入ることとなり。

拠点: 農林省高麗局

牛乳乳製品課

乳業課長 ナカセ 内

近隣 4298

501-1018

外務省

GA-5

秘
無期限

INTERNATIONAL DAIRIES Co. の輸入

物質の復帰後の取扱いについて(対米説明案)

貨

46. 4. 21

米北1

1. 本件企業の輸入する脱脂粉乳等は国家貿易品

目であるが、復帰後は沖縄においても「加工原料乳

生産者補給金等暫定措置法」等本土の法令が適用

国がこれを

され、右制度とともに一元的に輸入されることとなる。

2. ただし、運営上脱脂粉乳等の量・価格等の事業

条件については、従来の輸入実績を尊重し、本件企業

継続

が合理的な事業活動ができるよう努力的で

配慮を払う。

外務省

GA-6

秘
無期限

在沖企業インターナショナル。
デアリーズ社の復帰後の取扱い
について

昭和46 4.23
アメリカ局

1. 本件企業が資本比率を外資100パーセントの現状のままアイスクリーム及び市乳の製造を含む現行事業を復帰後も継続する場合、事業所、販売店の設置等事業活動の地域を沖縄に限ることを条件にこれを認める。
2. 本件企業が輸入する脱脂粉乳等は国家貿易品目であり、復帰後は沖縄においても「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」等、本土の法令が適用され、同制度のもとに国が輸入することになる。
3. 輸入品を含め脱脂粉乳等の必要な原材料の入手については、本件企業が合理的な事業活動を継続しうるよう、かつ、他の同種の在沖企業に比して実質的にも不利にならないよう好意的な配慮を払う。

就
無期限

(なお、復帰に際し、本件企業より農林省に対し必要な念書を提出せしめ、右に反する事態が生じた場合は、外交ルートを通じても、善処を求める措置をとることあるべき旨しかるべき側に申し入れおくこととする。)

在沖企業インターナショナル
デアリーズ社の復帰後の取扱い
について

昭和46. 4.23
アメリカ局

1. 本件企業が資本比率を外資100パーセントの現状のままアイスクリーム及び市乳の製造を含む現行事業を復帰後も継続する場合、事業所、販売店の設置等事業活動の地域を沖縄に限ることを条件にこれを認める。
2. 本件企業が輸入する脱脂粉乳等は国家貿易品目であり、復帰後は沖縄においても「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」等、本土の法令が適用され、同制度のもとに國が輸入することになる。
3. 輸入品を含め脱脂粉乳等の必要な原材料の入手については、本件企業が合理的な事業活動を継続しうるよう、かつ、他の同種の在沖企業に比して不利にならないよう好意的な配慮を払う。

（なお、復帰に際し、本件企業より農林省に対し必要な念書を提出せしめることとする）

反する事態が生じた場合は、外交ルートを通じ
ても、善処を求める措置をとること~~あるべき~~
旨~~に~~側に申入れおくこととする。)

608へく

100

10

1

卷之三

THE INTERNATIONAL DRIVES CO. LTD.
LONDON

1. 1995年6月23日 100km/h 電報 277123

卷之三

復原舊本中後山人記其事并作草稿生庵著述詩集卷之三

卷之三

企业自由在企业王国的市場上 2023-2022.8.1

不列山地之北，有二水焉。

1955年農耕區同年作之邊季稻谷，系當年採收者。

乙、革命的機動性與其之二。

4月22日

高知省外務省北支一課長
（支那事務課長）
（支那事務課長）

高知

在洋企畫 INTERNATIONAL DRIES CO. 代表
4月22日

4月22

1. 本件企畫の資本比率を外債100パーセントの現状としまして、今後
ノルマホルム化製造事業を復帰後も継続する場合、事業
所、販賣店の設置等事業活動の地域を非開拓区域に限定する
ことを請うる旨の件。
2. 本件企畫の輸入する脱脂粉乳等は、國家貿易監査局より復帰後
は沖縄以北の加工原料乳生産者補給金等暫定措置を
等本士の健全な適用上、同制度のもとに国へ輸入請
うることある。即ち、昭和二年四月二十二日在洋
企畫へ対し特別措置を講ずる場合に付、本件企畫は復帰後も
該件に就て取り扱うものとする。
4. 1の条件を確保するための担保として、本件企畫は復帰後
は日本政府が同条件を遵守する旨の公報を提出
するものとし、同条件の復帰後遵守の上から本件が生
じた場合日本政府は本件を尊重する措置をとることとする。

第3回 (第11-10) 所謂出世記	
(第11)	(第10)

秘
無期限

(記録用紙)

条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

在沖縄イニシヨナル・アリ-2
本土の取扱い

46.4.28
北(仮名)

1. 4月27日オアモ-2トキギ沖縄支配人以
テケル-在沖縄イニシヨナル・アリ-2社社
長本稿アマガ高参事官を表訪(タトニ書記)
2. 同事高より外務省と農林省との
アカツリ(別添)を説明以上、農林省も活動
農林省
U(1)意ありの意向表示して3月内納付
3. 律管の内厚い3.2.説明を丁寧に旨要

GA-6

外務省

記入

左方より外務省の努力を多く見る事に、オアモ-2

トキギ沖縄支配人外事高活動を統合する

か。本土へも農業活動を拡大する事に努め
的貢献を出し下さい。農林省も同様
また上本元に説明し方針を述べて下さいと
表記する所。

2. 引続農林省における乳製品陳述上面

3月。オアモ-2農林省の手を確認した後号
次々々々。

(1). 地理的制限を果すとオアモ-2現在沖縄に
外務省

GA-6

沖縄

おひで事業活動をして「インターナショナル・デベロッパー」

の事業方針は、日本と世界との連携。

(「エア・アートモードが本土化され日本開拓・デベロッパー」

と技術提携、「ゴールデン・ステート・金

アスクル」を生じて、森林も原料

の輸出で、これを根拠として、

制限せず、防衛と資源指向。)

(農林省以下、前記事業は全く知り合はず)

（2）

乳製品の輸入

自由化政策が、(是れは地理的制限)

次第に解除され、より現実的。

(農林省側より乳製品の自由化による面積)

（伸びる）

(3) 原料は市場上おひで、車輪入を含め

自由に購入できる。価格が2倍以上に

上昇した、労働組合、対策上困難な

問題提起。

(農林省側より、沖縄における企業につ

いて)徐々に減少して、24日に沖縄を構

成設立されたので、(インターナショナル・デベロッパー)

（3）

(4) Vegetable for 本乳製品の原料

1) 保育園、会員農場(原生地主^式)上

Yaki-ri, Taro.

vegetable farm

アグリ-4の原料として使用していること

は、現在禁止されておりません。アグリ-4は

牛乳が原料として使われるため消費者

の期待があるため、これまで使用しないでいた

方針です。

(5) 49-5の答申に賛成する場合、地域別

PBI-LY, その他。

(農林省は)おん答えはござりません。

(14%)

外務省

(6) 農林省側より今後の活動を統合

して運営する予定です。

3. 上記の農林省における面談の後、両方とも

統合を今後

今後、農林省が行なう行動・方針

事業活動を抑えてようとしている印象を

持たが、何よりも早く意見を反映する

機会を競争してはいけない旨(は)

同様に、内閣大臣も農林省の

活動に対する影響力を考慮する旨(は)

いた。

外務省

4. 4月28日より運送業者、行が本社と交渉

連絡を取る結果江、半井(後)内

報酬計1ヶ月28万円。

(1) 4年1月100%計算で貿易会社

販売部門が出来たのかから計算して貰いたい。

(2) 原料の直接輸入がどうして貿易会社

輸出専門会社も直接輸入しますように

かかる費用が内。

(3) 球政の運送業者に運送料金を算出

料金確保せよと書いてある内。

(4) 5月6日午後12時~東京に来ました

GA-6

外務省

1/12

高橋商事とのアライメントが終了。

GA-6

外務省

○

ギニア農林水産省の
貿易政策とその問題

66. 4. 27

在沖縄農業技術試験場事務所

牛乳販賣部

(1) 外務省主催の地方貿易懇親会

7.1. X-年日本農林水産省外務課長官、PR23.11-4. 年元

アセサの事業化後は、建設省が開会、農業省が閉会。設置委員會

事業活動地域が沖縄県及び東京府に一本化されました。

12. X-年2月輸入大豆・豆粕等の同家貿易局による検査後

在沖縄農業技術試験場事務所に運搬車輛を搭載送達

農業技術試験場事務所(同割支)に運搬車輛を搭載送達

13. 4. 15. 3.

14. 2月輸入大豆等、脱脂等の必要性を満たす企業に供給

15. 2月由以降(国内貿易)入港する船舶、輸送機

合規的標準活動が、他の在沖企業に比して不利な結果

の配達方法

16. 3月輸入大豆等、脱脂等の必要性を満たす企業に供給

17. 3月輸入大豆等、脱脂等の必要性を満たす企業に供給

18. 3月輸入大豆等、脱脂等の必要性を満たす企業に供給

19. 3月輸入大豆等、脱脂等の必要性を満たす企業に供給

農林省

B4 フラ

載
無期限

220
1月
14日
条約課長
(2月23日)
568

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

1945年1月26日
イターナル・デアリス琉球KKの復帰後
の取扱い問題

45. 1. 26
米北一

本件の実じかねて同社と農林省高麗局
間で交渉がなされたことは、今般同社

の要望に対する農林省側の回答は別
添1.、同省相手課長名義にて同課

付添より在京米大使館ダントン書記官に取
次へたので。(米側の郵便ハガキ)当課が仲介。)

参考として同質の件は、同省より在米双方
合意の上は別添2.如き確認書を交換した意向由

改訂版

別添 1

昭和46年5月26日

インターナショナル・デアリース 琉球KK代表 釜

(在京米国大使館経由那佐々木經濟担当顧問経由)

農林省畜産局 牛乳乳製品課長

インターナショナル・デアリース 琉球KKに対する同社の牛乳乳
製品製造部門の復帰後のとり扱いについて

かねて協議の様、貴方より申し出のあつた下記1のことについて
下記2のとおり回答申し上げる。おつて異議のない場合は、
途合意事項に関する確認書を交換することといたしたいので何分
の儀御回答ありたい。

記

1 貴方より申し出のあつた意向

- (1) 現在、琉球政府から認可を受けライセンスに記載されている事業種目については、現在実際には事業活動していないものでも認可されたい。
- (2) 本土における事業活動については、他の在沖縄外資が復帰後本土において許されると等しい待遇を与えられたい。
- (3) 原料の入手について現状のとおり安価な輸入品を使用でき

るよう特別措置を講じられたい。

(4) 以上3条件が許可されるのであれば資本構成を6:4まで
改めてもよいがその場合暫時の猶余期間を与えられたい。

(5) 以上(1)~(4)の希望が入れられない場合は現状資本構成のま
ま沖縄で活動を続けたい。

2 貴方申し出に対する回答

(1) 現在貴社が行なつている市乳およびアイスクリーム製造業
は本土の自由化段階では自由化されていない業種であり、かつ
資本比率100%の外資企業は認可の例をもたないが復帰
という特殊事態にあることを考慮し、その実績を尊重する。

(2) 外資比率が50%を超える場合には本土における事業活動
を認めることはできない。

(3) 原料手当については、わが国の乳業政策の基本にかかる
問題であり、現在これを保証することは出来ない。しかし在
沖縄の他企業とは平等に扱う。

(4) したがつて当方としては貴社が資本比率を外資100%の
まま継続されることについて事業活動を沖縄に限定し、市乳
およびアイスクリーム製造業に従事されることに異存はない。

復歸以後之第一場大戰又流線長K。牛毛山總治
營造部內之土木技術由國產同社代表之農林省營造部
局所確認事

(章)

沖繩島被毀的中國山日本八〇四連七月廿二日，在沖

繩米集落後一場大戰又流線長K。牛毛山總治營造部內
K.11.20 本七政社，原役山田寅連山同社代表之農林省營

造部局所確認。結果，以下各項之金額以此之確認事：

1. K.12.2.20牛毛山總治營造部復歸後之直營工
程在土石圍牆之修理及化粧厚之修之。

2. 同社牛毛山總治營造部及山田寅連山。華東三河之
沖繩島被毀的二之二集落，現在華東三河中之半瓦，
K.11.20 算定本此率之外資 150 100 之總額事。

3. 賦稅率當之山地在沖繩島之企業之耗別此。

4. 本合意書次將來之不能保之長期之確証書由日本及之也
文不作成，但一場大戰又流線長K.農林省營

造部局所確認事。內山滿之文據之。亨山在華東三河之經管
事。

某之外號爲北極星，復漫後進小感。幸甚幸甚。

卷之三

長治名高薄馬列風華名深長

卷之三

復帰後 キン・アイル
オハシカズキ

× 4-2, (元朝乳業), & 4-2, 犀牛 (輸入販賣業)
ハイヨウ乳業社 現品 貨物
① 牛乳販賣業者 \rightarrow cultured milk.

昭和46年5月22日

インターナショナル・デアリース琉球 KK 代表 殿
(在京米国大使館經濟部佐々木通販經由)

農林省畜産局 牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長

インターナショナル・デアリース琉球 KK に対する同社の復帰後のとり扱いについての回答

かねて協議の際、貴方より申し出のあつた下記1のことについて下記2のことより回答申し上げる。つき各条御検討の上回答されたい。
おつて、異議のない場合は、別途、合意事項に御確認書を交換おこと致したい。
ので、何なり様で回答ありたい。記

1 貴方より申し出のあつた意向

(1) 現在、琉球政府から認可を受けライセンスに記載されている事業種目については、現在実際には事業活動していないものでも許可されたい。

(2) 本土における事業活動については、他の在沖縄外資が復帰後本土において許されると等しい待遇を与えられたい。 *participating in business plant branch*

(3) 原料の入手について現状のとおり安価な輸入品を使用できるよう特別措置を講じられたい。

(4) 以上3条件が許可されるのであれば資本構成を6:4まで改めて

もよいがその場合暫時の過金期間を与えられたい。

(5) 以上(1)~(4)の希望が入れられない場合は現状資本構成のまま

沖縄で活動を続けたい。

2 貴方申し出に対する回答

(1) 現在貴社が行なつてある市乳およびアイスクリーム製造は

本土の自由化段階では自由化されていない業種であり、かつ資本比率100%の外資企業は認可の例をもたないが、そこで復帰という特殊事態にあることはあって、現在琉球政府のライセンス

記載があつたとしても実績のない業種については認める用意はない。

50-50% 50-50%
(2) 本土における事業活動を認めることはできない。 ハートマーを行なう。

(3) 原料手当については、わが国の乳業政策の基本にかかわる問題であり、現在これを保証することは出来ない。しかし在沖縄の他企業とは平等に扱う。

(4) したがつて当方としては貴社が資本比率を外資100%のまま継続されることについて事業活動を沖縄に限定し、現在の業種である市乳、アイスクリーム製造業に従事されるのであれば、認めることは止むを得ないと考えてている。

④ 50-50 50-50% いつまでときは 改めて 6:4を

46.5.26(火) 2:30

農水省高畠局乳製品課
近藤の務官が持参題について

マクネス = 原料・鶏卵の自由化について

ケンブリッジ = 原料の輸入統制の問題は別ものと認めた

昭和46年5月22日

インターナショナル・デアリース琉球区代表 謙

(在京米大使館経済部佐々木通訳経由)

農林省畜産局 牛乳乳製品課長

インターナショナル・デアリース琉球区に対する同社の復帰後のとり扱い

についての回答

かねて商談の際、貴方より申し出のあつた下記1のことについて下記
2のとおり回答申し上げるにつき各条御検討の上回答された。

記

1 貴方より申し出のあつた意向

(1) 現在、琉球政府から認可を受けライセンスに記載されている事業
種目については、現在実際には事業活動していないものでも認可さ
れたい。

(2) 本土における事業活動については、他の在沖縄外資が復帰後本土
において許されると等しい待遇を与えられたい。

(3) 原料の入手について現状のとおり安価な輸入品を使用できるよう
特別措置を講じられたい。

(4) 以上3条件が許可されるのであれば資本構成を5:4まで改めて

もよいがその場合暫時の猶余期間を与えられたい。

(5) 以上(1)~(4)の希望が入れられない場合は現状資本構成のまま
沖縄で活動を続けたい。

2 貴方申し出に対する回答

(1) 現在貴社が行なつている市乳およびアイスクリーム製造業は
本土の自由化段階では自由化されていない業種であり、かつ資
本比率100%の外資企業は認可の例をもたない。従つて復帰
という特殊事態にあるとはいえ、現在琉球政府のライセンスに
記載があつたとしても実質のない業種については認める用意は
ない。

(2) 本土における事業活動を認めることはできない。

(3) 原料手当については、わが国の乳業政策の基本にかかる問
題であり、現在これを保証することは出来ない。しかし在沖縄
の他企業とは平等に扱う。

(4) したがつて当方としては貴社が資本比率を外資100%のま
ま経営されることについて事業活動を沖縄に限定し、現在の業
種である市乳、アイスクリーム製造業に従事されるのであれば
認めることは止むを得ないと考えて居る。

(4) ルツキ双方合意の上は、"合意"を交換する意向。(書面)
(近藤氏達)

nden co

② 食べ物の： フル・ice cream
～5-7.

② 宜昌市-41: 4-2 及 6-4-2
新築地盤 → 輸入吸泥車

Q Cheese

① natural cheese

① 20% 7y 7y → p 188 50-5

(四) $\frac{dy}{dx} = 1 \rightarrow y'$

② Process please 5-

Aug 7 80,000 . 20% 8.000 b-1

只有優先級

Upcoming Events

CA

外務省

孫家

新嘉坡
新嘉坡 501-3725

T 1

總理大臣
司徒德臣

7.8

1

The light of \sim 280 nm is OK.

4. 有理数的乘法

果汁
juice
American Bottle Co.

乳頭
舌
GK-6

外務省

(件)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
条約課長
柳田光次郎
内閣書記官
イターナル・デベロースの取扱い問題
46. 6. 21
第 二
1. 今般、イターナル・デベロース社のキゲン文
配人物、増田農林省高産局長より書簡。
写し(別添)を以て同橋参事官に送付し
同社は100%外資のまゝ沖縄上陸
この旨趣旨を表明する。
2. 同省高産局牛乳類製造課(中瀬事務官)
によれば、キゲンは16日午後高産局寄庫
参事官を往訪し、(在高木佐木)と通訳の同行

GA-5

161 外務省

左 増田局長より書簡を呈示し詰合せた
3. 同社は、沖縄内での営業する条件

にて、復帰後本土からの沖縄向牛乳及
びPUS-911M輸出が現状よりも

増加の上より配慮方を要請したるに對し、
同参事官は、冰を要入れ、双方の本件

(車上) 詰合は落着けられず翌17日
確認のため、同省より在高木佐木

a) これ、増田局長はキゲン書簡の
内容に異議はない旨、口頭にて

伝えた由である。

GA-6

外務省

(件)

International Dairies (Ryukyus) Limited
PO Box 17
Urasoe
OKINAWA
RYUKYU ISLANDS

12 June 1971

Mr Hisashi Masuda
Director General
Livestock Bureau
Ministry of Agriculture and Forestry

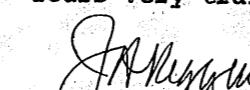
Dear Mr Masuda:

In line with our various discussions with you and other officials of the Ministry concerning the post-reversion operational status of International Dairies (Ryukyus) Limited, we have fully reviewed our respective positions and appreciate fully the consideration accorded to International Dairies in the Ministry's deliberations.

In keeping with the spirit of co-operation evidenced in our discussions to date, International Dairies is prepared to accede to the request of the Ministry that it not export to Japan for sale in any other prefecture, milk or ice cream produced in its 100% foreign-owned production facilities on Okinawa, on the assumption that export of the same or like products from Japan for sale in Okinawa does not materially increase from present negligible levels.

It is our continuing desire that the working relationship already established between us carry over intact into the post-reversion period when we look forward to close co-operation with the Ministry in furthering the aims of the Okinawa dairy industry to the continuing benefit of the Okinawan people.

Yours very truly,


John A. Kiggen,
Director,
INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYUS) LIMITED.

cc: Mr. Masatada Tachibana
Assistant Director General
Ministry of Foreign Affairs

Ambassador A.H. Meyer

Minister R.L. Sneider

Minister R.A. Fearey

16
JG
P
R

June 29, 1971

Livestock Bureau
Ministry of Agriculture and Forestry
Tokyo, Japan

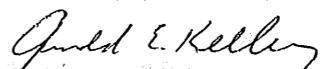
Gentlemen:

Attached is a list of major ingredients and resale items our company has imported from 1968 onward as well as estimated needs through 1973. The list was requested by your Mr. Norio Kondo who recently called on us during his Okinawa visit.

It is our understanding that in keeping with the Section VII of the Aichi - Meyer Business Letter of May 17, 1971 and the Reversion Treaty, our company will be allowed to continue importing and using these products and ingredients except for State Traded items. We would appreciate your acknowledgement accordingly.

Regarding State Traded milk powder and fat, we sincerely hope that further serious thought and deliberation will be given to allowing all Dairy firms in the Ryukyus to continue buying these products on the world market for a period of time so as to not place a hardship on the Ryukyuan consumer at the time of reversion.

Very truly yours,


Gerald E. Kelley
President

GEK/eme

cc: Mr. Masatada Tachibana
Assistant Director General
Ministry of Foreign Affairs

Minister R. L. Sneider

2670

INTERNATIONAL DAIRIES (RUKYUS) LTD.

List of Major Ingredient Usages

Ingredient Usages	Unit	1968		1969		1970		1971		1972		1973		Countries Purchased From	Purchasing Agent
		Projected	Projected	Projected	Projected	Projected	Projected								
Powder (Food)	kg.	88,670	119,371	159,962	175,000	200,000	210,000	USA, Australia	Foremost Foods Co. & Toshoku Co.	Foremost Foods Co. & United Exporters	Foremost Foods Co.	"	"	"	"
Fat (Vegetable & Milk)	kg.	32,447	42,375	55,742	85,000	100,000	120,000	USA & Holland	Foremost Foods Co. & United Exporters	Foremost Foods Co.	Foremost Foods Co.	"	"	"	"
Corn Syrup	kg.	4,796	6,336	8,836	18,000	20,000	25,000	USA	Foremost Foods Co. & United Exporters	Foremost Foods Co.	Foremost Foods Co.	"	"	"	"
Cocoa	kg.	1,624	2,547	3,483	4,000	4,500	5,000	"	"	"	"	"	"	"	"
Liq-Co	kg.	856	1,214	1,715	1,750	1,800	2,000	"	"	"	"	"	"	"	"
Cocosol	kg.	190	316	430	475	500	550	"	"	"	"	"	"	"	"
Tween - 65	kg.	198	280	310	350	400	550	"	"	"	"	"	"	"	"
Sherpec	kg.	30	52	47	75	85	100	"	"	"	"	"	"	"	"
6-XE Stabilizer	kg.	926	1,015	1,618	1,650	1,800	2,100	"	"	"	"	"	"	"	"
Sugar (Food)	kg.	35,057	49,556	67,793	70,000	80,000	90,000	Okinawa	Kamimura Sangyo	Foremost Foods Co.	Foremost Foods Co.	"	"	"	"
Nutrimix	kg.	5,103	5,781	8,027	5,000	5,000	5,000	USA	Foremost Foods Co.	Foremost Foods Co.	Foremost Foods Co.	"	"	"	"
Vanilla Extract	liter	300	350	406	500	600	660	"	"	"	"	"	"	"	"
Strawberry Flavor	"	43	47	50	75	100	150	"	"	"	"	"	"	"	"
Raspberry Flavor	"	5	10	15	10	10	10	"	"	"	"	"	"	"	"
Maple Maker	"	12	17	20	10	10	10	"	"	"	"	"	"	"	"
Pineapple Extract	"	17	24	25	12	10	10	"	"	"	"	"	"	"	"
Peppermint Extract	"	5	5	10	5	5	5	"	"	"	"	"	"	"	"
Banana Extract	"	11	15	15	20	22	25	"	"	"	"	"	"	"	"
Cherry Extract	"	10	10	10	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"	"	"	"	"

- 2 -

Ingredient Usages

	Unit	1968	1969	1970	Projected	1971	1972	1973	Countries Purchased From	Purchasing Agent
Pistachio Flavor	liter	5	5	5	5	5	5	5	USA	Foremost Foods Co.
Egg Nog Flavor	"	10	10	10	10	10	10	10	"	"
Orange Sherbet Base	"	37	45	65	75	95	100	"	"	"
Lime Sherbet Base	"	30	35	60	65	80	90	"	"	"
Lemon Emulsion	"	36	43	50	50	50	50	"	"	"
Rum Flavor	"	5	5	10	-0-	-0-	-0-	"	"	"
Peach Flavor	"	5	10	10	5	5	5	"	"	"
Cocoa Base Coating	kg.	4,126	4,551	7,320	10,000	11,000	12,000	"	"	"
Bar Crunch	"	295	305	318	500	700	800	"	"	"
Strawberry Puree	"	13,521	14,755	20,157	25,000	27,000	30,000	"	"	"
Pineapple Puree	"	477	502	603	650	700	750	"	"	"
Raspberry Puree	"	87	91	95	95	80	80	"	"	"
Tutti Fruiti	"	84	92	90	50	50	50	"	"	"
Pistachio Salad	"	32	47	50	40	40	40	"	"	"
Cherry Halves	"	42	47	50	50	50	50	"	"	"
Peppermint Pillows	"	37	42	50	10	10	10	"	"	"
Butter Brickle	"	15	17	22	10	10	10	"	"	"
Nut Meg	"	7	10	12	5	5	5	"	"	"
Orange - Pineapple	"	25	29	32	10	10	10	"	"	"
Choco Ripple Sauce	"	102	125	150	200	250	300	"	"	"

Ingredient Usages	Unit	1968		1969		1970		Projected		1971		1972		1973		Countries Purchased From	Purchasing Agent
		kq.	5	5	210	1,000	1,000	1,000	1,000	75	75	75	75	75	75		
Peach Puree	"	78	110	75	75	75	75	75	75	"	"	"	"	"	"	Foremost Foods Co.	
M&G Shmallows	"	376	457	2,575	3,050	4,000	4,200	4,200	4,200	"	"	"	"	"	"	"	
Diced Nuts	"	200	221	250	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"	"	"	"	
Buttered Pecans	"	345	622	751	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"	"	"	"	
Chocolate Chips	"	5	5	5	5	5	5	5	5	7	10	10	10	10	"	"	
Vanilla Shade	liter	40	45	50	100	120	125	125	125	"	"	"	"	"	"	"	
Red Color	"	5	5	5	5	5	7	7	10	"	"	"	"	"	"	"	
Orange Color	"	5	5	5	5	5	7	7	10	"	"	"	"	"	"	"	
Yellow Color	"	5	5	5	5	5	7	7	10	"	"	"	"	"	"	"	
Green Color	"	5	5	5	5	5	7	7	10	"	"	"	"	"	"	"	
Peach Color	"	5	5	5	5	5	7	10	10	"	"	"	"	"	"	"	
Caramel Color	"	5	10	10	10	12	12	12	12	"	"	"	"	"	"	"	
Orange Flavor P.P.	"	10	15	30	40	45	45	45	45	"	"	"	"	"	"	"	
Lime Flavor	"	10	15	27	30	35	35	35	35	"	"	"	"	"	"	"	
Grape Flavor	"	5	5	8	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"	"	"	"	
Root Beer Flavor	"	5	5	5	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"	"	"	"	
Raspberry Flavor	"	12	12	12	10	10	10	10	10	"	"	"	"	"	"	"	
Strawberry Flavor	"	9	12	15	20	25	25	25	25	"	"	"	"	"	"	"	
Packaging																	
Homo Milk Cartons	Qt.	ea.	450,125	498,256	572,571	500,000	575,000	600,000	"	"	"	"	"	"	"		
Packaging	Unit	1968	1969	1970	1971	Projected	1972	1973	Projected	Projected	Projected	Projected	Projected	Projected	Projected		
Homo Milk Cartons	Pint	ea.	225,125	260,345	275,953	200,000	275,000	300,000	USA	Foremost Foods Co.							
" "	½ Pint	"	895,576	1,002,522	1,014,817	1,000,000	1,200,000	1,300,000	"	"	"	"	"	"	"		
Chocolate Milk Cartons	Qt.	"	115,574	126,753	143,906	125,000	150,000	175,000	"	"	"	"	"	"	"		
" "	Pint	"	145,476	160,432	175,679	160,000	175,000	185,000	"	"	"	"	"	"	"		
" "	½ Pint	"	456,743	502,425	567,816	500,000	580,000	600,000	"	"	"	"	"	"	"		
Blank Milk Cartons	Qt.	"	3,500	5,000	10,000	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"	"	"	"		
" "	Pint	"	-0-	5,000	5,000	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"	"	"	"		
" "	½ Pint	"	-0-	-0-	15,000	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"	"	"	"		
Yogurt Cartons 1/3 Qt.	"	"	-0-	-0-	35,432	25,000	50,000	100,000	"	"	"	"	"	"	"		
Cottage Cheese Cartons	Pints	"	3,576	4,022	4,392	5,000	5,000	5,000	"	"	"	"	"	"	"		
" "	Lids	"	3,576	4,022	4,392	5,000	5,000	5,000	"	"	"	"	"	"	"		
Sour Cream Containers	"	4,576	5,025	5,952	6,000	7,000	8,000	"	"	"	"	"	"	"	"		
Big Dipper Bars Bags	"	157,025	257,421	326,608	500,000	600,000	700,000	"	"	"	"	"	"	"	"		
Par-T-Pop Bags	"	600,000	675,000	750,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000	"	"	"	"	"	"	"	"		
Cowboy Bags	"	-0-	-0-	250,000	500,000	500,000	500,000	"	"	"	"	"	"	"	"		
Novelty Sticks	"	1,050,674	1,756,235	2,000,735	2,500,000	5,000,000	6,000,000	"	"	"	"	"	"	"	"		
Wooden Spoons	"	500,000	1,000,000	3,000,000	3,750,000	4,500,000	5,000,000	Okinawa & Sweeden	Maruso K.K.								
Top Cones	"	600,000	850,000	1,093,968	1,500,000	2,000,000	2,100,000	Okinawa	Ashahi Shokuhin								
Ice-Cream Containers 3-Gal.	"	13,487	15,421	16,974	17,500	20,000	25,000	USA	Foremost Foods Co.	"	"	"	"	"	"		
" "	½ Gal.	"	12,176	15,945	17,381	25,000	30,000	38,000	"	"	"	"	"	"	"		

Packaging

	<u>Unit</u>	<u>1968</u>	<u>1969</u>	<u>1970</u>	<u>Projected</u>	<u>1971</u>	<u>1972</u>	<u>1973</u>	Countries Purchased From	Purchasing Agent
Ice Cream Containers Pint	ea.	87,503	1,020,015	115,060	200,000	250,000	300,000	USA	Foremost Foods Co.	" " "
" Cups 5½ oz.	"	154,306	174,320	188,640	-0-	-0-	-0-	-0-	"	" " "
" Lids 5½ oz.	"	154,306	174,320	188,640	-0-	-0-	-0-	-0-	"	" " "
" Cups 4 oz.	"	556,342	777,854	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	"	" " "
" Lids 4 oz.	"	556,342	777,854	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	"	" " "
" Cups 3 oz.	"	-0-	-0-	1,212,768	1,500,000	1,750,000	2,000,000	"	"	" " "
" Lids 3 oz.	"	-0-	-0-	1,212,768	1,500,000	1,750,000	2,000,000	"	"	" " "

Operating Supplies

Scotch Brite Pads	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Stainless Steel Sponge	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Recording Charts	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Sanitary Gaskets	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Staples	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Crystal Chlor	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Bonchem #C-5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Bonchem #10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Bonchem Floor Cleaner	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Acid #600	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Paper Hats	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

- 6 -

	<u>Operating Supplies</u>	<u>Unit</u>	<u>1968</u>	<u>1969</u>	<u>1970</u>	<u>Projected</u>	<u>1971</u>	<u>1972</u>	<u>1973</u>	Countries Purchased From	Purchasing Agent
Brushes	"	"	"	"	"	"	"	"	"	USA	Foremost Foods Co.
Brooms	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	Foremost Foods Co.
Laboratory Equipment	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Dairy Bar and Resale Items	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
Vanilla Syrup	Cases	167	207	425	420	400	500	"	"	Foremost Foods Co.	"
Chocolate Syrup	"	436	508	436	450	500	600	"	"	"	"
Strawberry Syrup	"	302	373	430	350	400	450	"	"	"	"
Pineapple Syrup	"	98	145	132	50	50	50	"	"	"	"
Cherry Syrup	"	54	82	78	50	50	50	"	"	"	"
Banana Syrup	"	24	47	41	30	40	40	"	"	"	"
Coffee Syrup	"	17	31	28	10	-0-	-0-	"	"	"	"
Malt Syrup	"	14	38	32	35	35	35	"	"	"	"
Hot Fudge Syrup	"	276	332	376	450	500	600	"	"	"	"
Strawberry Topping	"	243	378	362	400	450	500	"	"	"	"
Pineapple Topping	"	106	275	354	456	400	400	"	"	"	"
Cherry Topping	"	152	176	135	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"
Blackberry Topping	"	61	97	78	-0-	-0-	-0-	"	"	"	"
Marshmallow Topping	"	23	42	51	25	25	25	"	"	"	"
Butterscotch Topping	"	147	201	198	45	45	45	"	"	"	"

卷之三

-7-

	<u>Dairy Bar and Resale Items</u>	<u>Unit</u>	<u>1968</u>	<u>1969</u>	<u>1970</u>	<u>1971</u>	<u>1972</u>	<u>1973</u>	Countries Purchased From	Purchasing Agent
Mayonnaise		Gases	126	147	175	-0-	-0-	-0-	USA	Foremost Foods Co.
Mustard		"	101	156	142	100	100	100	"	"
Rilish		"	76	109	102	56	-50	-50	"	"
Straws		"	56	109	78	70	50	50	"	"
Cake Cones		"	142	204	233	275	275	275	Japan & USA	Foremost Foods Co. & Nisei Cone Co.
Paper Plates		"	41	62	75	25	25	25	USA	Foremost Foods Co.
Cups S-16		"	226	243	206	200	200	200	"	"
Cups S-14		"	301	379	356	300	200	200	"	"
Cups S-12		"	304	422	442	300	300	300	"	"
Cups Lids		"	178	241	253	200	200	200	"	"
Banana Boat Cups		"	45	47	38	50	50	50	"	"
Sundae Dish		"	36	49	43	50	50	50	"	"
Plastic Spoons		"	31	52	33	50	50	50	"	"
Plastic Forks		"	12	17	26	10	10	10	"	"
Hot Dog Trays		"	12	18	15	10	10	10	"	"
Repair Parts for Equipment		"							"	"
New Items		<u>Unit</u>	<u>1968</u>	<u>1969</u>	<u>1970</u>	<u>1971</u>	<u>1972</u>	<u>1973</u>	Countries Purchased From	Purchasing Agent
Yo-Pop bags			-0-	-0-	-0-	500,000	1,000,000	2,000,000	USA	Foremost Foods Co.
Apollo Cup & Lid 4 oz.			-0-	-0-	-0-	250,000	500,000	1,000,000	"	"
Plastic Cup & Lid 4 oz.			-0-	-0-	-0-	300,000	500,000	1,000,000	"	"
Top Cone & Jacket			-0-	-0-	-0-	400,000	1,000,000	1,500,000	"	"
Pop-up Cup Lid & Stick 3½ oz.			-0-	-0-	-0-	300,000	600,000	1,250,000	"	"
Honey Roll Sugar Cone			-0-	-0-	-0-	250,000	500,000	750,000	"	"

INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYUS) LTD.
P. O. Box 17, Urasoe,
Okinawa, Ryukyu Islands



INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYUS) LTD.
P. O. BOX 17,URASOE, OKINAWA

CABLE CODE:
BLUESEAL OKINAWA
TELEPHONE:
097 3788

October 9, 1971

Mr. Hisashi Masuda
Director General
Livestock Bureau
Ministry of Agriculture and Forestry

Dear Mr. Masuda:

In recent discussions with various GOJ officials here in Okinawa, including your Mr. T. Seki, I was concerned to learn that it is the opinion of your Ministry that all matters regarding our company had not been resolved as a result of Mr. Kiggen's letter of June 12, 1971.

The foreign business community has always maintained that other than special agreements made by certain companies and the respective Ministries, all other rights of the Aichi-Meyer letter would be accorded. In our agreement made with your Ministry, we confirmed that we would not export milk and ice cream to the homeland and by so doing our scope of business activities would be predicated on our existing Foreign Investment License granted by the GRI. Our business license covers all dairy products.

In June, 1971 the GRI refused our petition for license amendment to include yogurt. The amendment was submitted at the request of the GRI so that they could solve an impasse which developed in an earlier interpretation of our license. Our company and USCAR considers our license to cover all dairy products including yogurt. Attached is a copy of a letter from the office of the Civil Administrator which clearly negates the decision of the GRI and once again establishes the fact that our license is for all dairy products including yogurt.

It is our opinion that having reached an agreement with your Ministry our validated license, to be issued after reversion will be for all dairy products and that our company will be afforded all other rights of the Aichi-Meyer letter except that we will not export milk and ice cream to the other prefectures.

Another concern to us is that while import quotas of milk solids and butterfat oil will apparently be granted to our company after reversion, the amounts so allocated have not been determined nor has the amount of import duty to be applied been disclosed. It would be of great help to us if you could clarify these matters so as to assist us in future planning. It is assumed by foreign firms on Okinawa that import quotas will be granted which would allow a firm to maintain its present market share with regard to future growth.

Mr. Hisashi Masuda

October 9, 1971

Mr. Kiggen and I will be arriving in Tokyo on October 14 and would appreciate discussing these matters on October 15 with you and others in the Ministry of Forestry and Agriculture and officials of the Foreign Ministry, Mr. Mabuchi of MITI, Okinawa Reversion Preparation Office and Minister Sneider of the United States Embassy.

It is our sincere desire to resolve these important matters in a way that will contribute to a smooth reversion adjustment and a warm relationship of mutual understanding.

Sincerely yours,

INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYUS) LTD.

Gerald E. Kelley
Gerald E. Kelley
President

GEK/eme

cc: Mr. Masatada Tachibana, Foreign Ministry
U.S. Ambassador Armin H. Meyer
Minister Richard L. Sneider, U.S. Embassy
Minister Robert A. Fearey, United States Civil Administration - Naha
Mr. Naoto Mabuchi, MITI, Head of Okinawa Reversion Preparation Office



DEPARTMENT OF THE ARMY
U. S. CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
APO SAN FRANCISCO 96248

IN REPLY REFER TO
HCRI-EC

5 AUG 1971

SUBJECT: Recommendation of Foreign Investment Board -
Foremost International Dairies (Ryukyus) Ltd.

Chief Executive
Government of the Ryukyu Islands
ATTN: FIB

1. References: a. Letter GRI-FIB-13-46, 22 July 1971, subject as above.
b. Letter HCRI-EC, 17 April 1970, subject as above.
2. It has always been the position of the United States Civil Administration that the applicant was granted the right to manufacture and sell all types of dairy products including Yogurt under its original Joint Foreign Investment License No. 252, issued 23 October 1961.
3. Reference 1b clearly stated that the Civil Administrator did not approve any Foreign Investment Board action which would narrow the activities authorized in the original license without the consent of the licensee. In subsequent meetings called by the Civil Administrator for the purpose of clarifying this letter to the Chairman of the Foreign Investment Board and the other Government members, this position was reiterated.
4. The recommendation stated in reference 1a is not consistent with the aforementioned Joint Foreign Investment Board License No. 252 and the previously stated position of the Civil Administrator; therefore, it cannot be accepted.

FOR THE CIVIL ADMINISTRATOR:

D. C. Buckley
D. C. BUCKLEY
Lieutenant Colonel, AGC
Chief of Administration